

10 公開競技実施業務

中央競技団体は、会場地市町村、県競技団体及び県と連携の上、「国民体育大会公開競技実施基準」及び「第77回国民体育大会公開競技実施基本方針」に基づき、公開競技を円滑に実施する。

【公開競技とは】

スポーツ振興や生涯スポーツ社会の実現を目的に、綱引、武術太極拳、パワーリフティング、ゲートボール、グラウンド・ゴルフの5競技を公開競技として実施する。

公開競技は、当該中央競技団体が開催に係る経費を負担し、競技の運営および準備を主導的に行う。

また、公開競技は、天皇杯皇后杯に得点換算はされず、競技形式は当該競技の中央競技団体の考え方による。

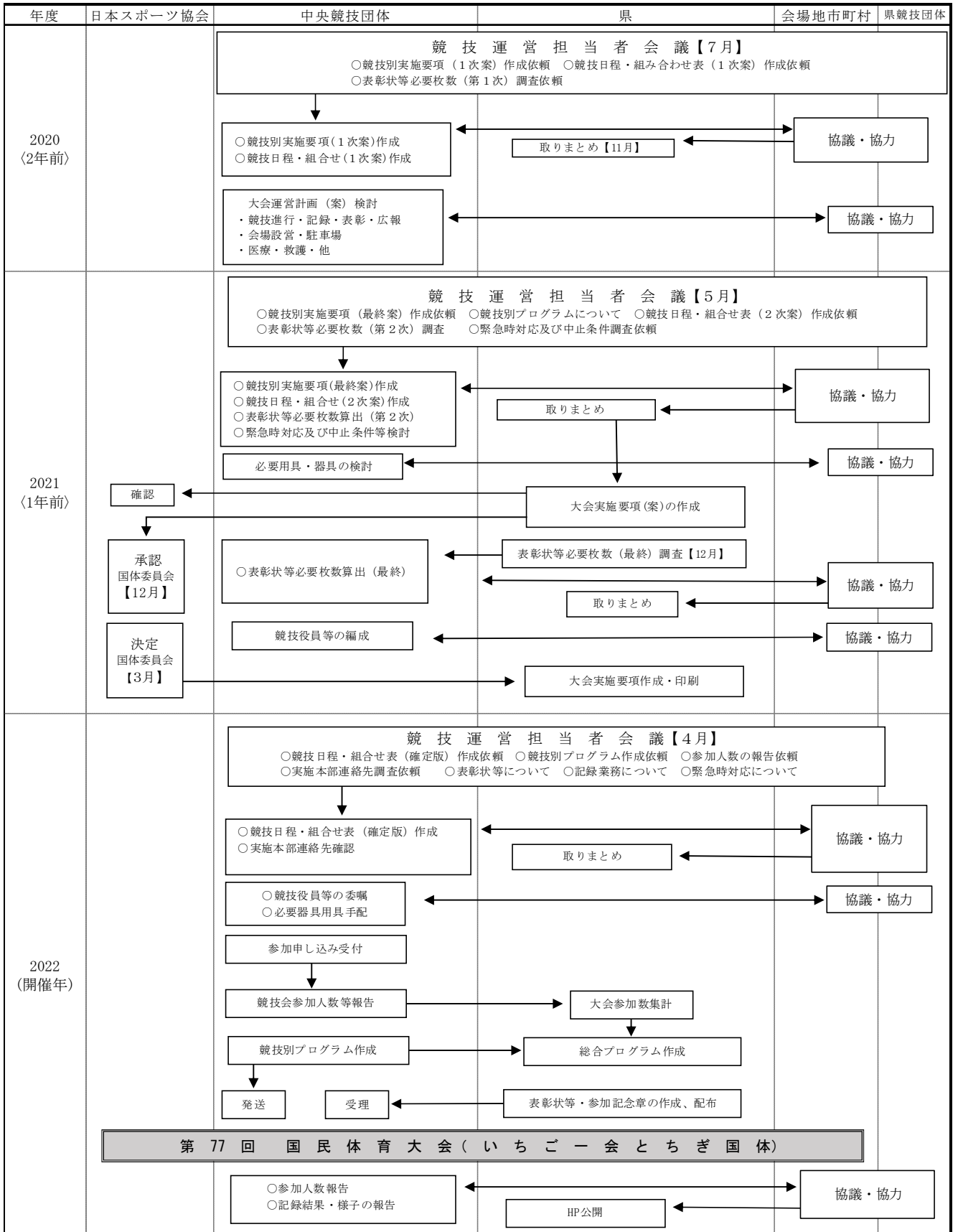
1 業務の概要

業務名	内 容	中央競技団体	県	市町 委員会	県競技 団体
実施競技及び会場地の選定	県は、「第77回国民体育大会公開競技実施基本方針」に基づき、市町・競技団体の意向を考慮して実施競技および会場地市町村を選定する。		◎		
開催申請業務 (平成29年)	県は、公開競技の実施について、正式・特別競技と同様に国体実施競技として取りまとめ、開催内定時(5年前)に国体開催申請書を日本スポーツ協会会長及び文部科学大臣あて申請する。*実施申請を提出済		◎		
開催準備業務	① 競技会の準備及び運営 当該中央競技団体は、経費負担を含めた関連業務全般(競技用具の手配、宿舎の手配、参加者の輸送・交通の確保、競技別実施要項の作成、競技日程・組合せ表の作成、競技役員等の編成、大会運営計画の作成など、その他全般)について主導で行う。 県及び会場地市町村は、当該競技団体の行う会場施設の確保、競技会係員等の動員、運営用器具用具の整備、輸送交通・配宿の対応等、競技会の準備及び運営に可能な範囲で協力する。	◎	○	○	◎
	② 大会実施要項、総合プログラム及び大会報告書の作成 県は、当該競技の中央競技団体と調整の上、公開競技に関して必要な事項を大会実施要項、総合プログラム及び大会報告書に記載する。 当該競技団体及び会場地市町村は、大会実施要項等を作成する県に対して、可能な範囲で協力する。	○	◎	○	○
	③ 表彰状、賞状及び大会参加記念章について 県は、当該中央競技団体の希望に応じて、正式競技と同一体裁の表彰状、賞状、並びにデモンストラーションスポーツの参加者等に与える大会参加記念章を用意する。 ただし、作成に係る経費については、当該中央競技団体が負担する。	◎	○		
	④ 競技成績の公表 県は、公開競技の競技結果について、報道関係機関及びインターネット上に発表する。		◎		

2 業務推進上の留意点

公開競技は当該中央競技団体が競技会の準備及び運営を主導的に行うものとされるが、県競技団体、会場地市町村及び県と相互に連携を深めながら協力して業務を推進すること。

いちご一会とちぎ国体 公開競技実施業務の流れ



*このスケジュールは、必要に応じて改訂する。

1 国民体育大会開催基準要項 国民体育大会公開競技実施基準（平成30年4月1日改訂）※抜粋

2. 実施規模

競技施設及び参加人員の基準については当該競技における全国レベルの大会（日本選手権等）の水準・規模とする。
ただし、参加人員は600人を上限とし、当該開催県と当該競技団体が調整の上、日本スポーツ協会が決定する。

4. 実施について

実施を希望する当該競技団体は、次の事項について当該開催県と協議（実施の適否を含む）し、合意を得た上で、正式競技に支障のない範囲で実施すること。

- (1) 競技会の会期（4日間を上限とする）
- (2) 競技会の実施内容及び方法
- (3) 競技会の準備及び運営（原則として、当該競技団体が主導的に行う）
- (4) 開催に係る経費の負担（当該競技団体の自己負担とする）

6. 企業協賛

別に定める「国民体育大会公開競技における企業協賛について」（81頁）に基づき実施することができる。

7. その他

- (1) 総合表彰の積算対象競技としない。
- (2) 都道府県予選会等を実施する場合には、当該競技団体の責任の下で実施する。
- (3) 参加料、参加者旅費等、当該競技会参加に関する経費については、原則として、競技会参加者の自己負担とする。
- (4) 参加者には、大会参加記念章を与えることができる。

2 第70回大会(2015年)以降の公開競技における実施規模等の考え方について

（平成22年7月22日 日体協策定、国体小委員会決定）※抜粋

4. 参加資格について

原則として、当該中央競技団体の考え方によるが、年齢については高校年代（15歳以上）を下限とし、中学生以下の参加は認めない。また、マスターズ大会のような年齢層を極端に限定した条件での参加資格は認めない。

6. 参加申込（派遣責任）について

公開競技については、参加する当該都道府県競技団体が都道府県体育協会に加盟していない場合があるため、参加申込にあたっては、都道府県体育協会との連名ではなく、都道府県競技団体が単独で行う。

但し、参加する当該都道府県競技団体は、所属する都道府県の体育協会に参加申込書の写しを事前に提出しておくこと。

7. その他

(3) 各種実施要項及びプログラムについて

開催都道府県が作成する大会実施要項及び総合プログラム、並びに大会終了後に作成する大会報告書には、それぞれ公開競技の内容を含めることとするが、その掲載にあたっては、実施期日・会場、競技日程等の実施概要（数ページ程度）にとどめるものとする。

但し、競技別実施要項及び競技別プログラムを作成する場合には、当該中央競技団体が経費負担の上で作成すること。

(4) 表彰状及び大会参加記念章について

開催都道府県は、当該中央競技団体の希望に応じて、正式競技と同一体裁の表彰状、並びにデモンストレーションスポーツの参加者等に与える大会参加記念章を用意すること。

但し、その作成に係る経費については、当該中央競技団体が負担する。

(7) 傷害等への対応について

公開競技（予選会を含む）における傷害等については、当該中央競技団体が、参加者及び競技運営関係者、観客等に対して、事前に傷害保険を整備する等の対応を必ず行うこと。

※ 公開競技は、「国民体育大会参加者傷害補償制度」の対象外とする。

《 付 記 》

(1) 上記の「開催都道府県」には、会場地となる市町村を含むものとする。

(2) 本取り決め内容に記載のない事項については、日本体育協会において決定するものとする。

3 第77回国民体育大会 公開競技実施基本方針（平成28年2月15日 第5回常任委員会決定）

第77回国民体育大会において実施する公開競技は、公益財団法人日本体育協会の定める「国民体育大会開催基準要項、同細則」及び「国民体育大会公開競技実施基準」並びに「第77回国民体育大会開催基本方針」に基づき、次の方針により実施する。

1 実施目的

- （1）国体を契機として、競技の普及及びスポーツの振興を図り、生涯スポーツ社会の実現を推進する。
- （2）県民が多くスポーツに触れ合う機会を増やすことにより、スポーツに対する関心意欲を高揚させ、「生涯にわたりスポーツ活動を推進する国体」の実現を図る。

2 実施競技の選択

実施競技は、「第77回国民体育大会実施予定競技選択基本方針」に基づき、次の事項について総合的に検討し、綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフの5競技から選択する。

- （1）競技を実施することにより、国体終了後においても、県内での当該競技の普及・振興が図られること。
- （2）当該県競技団体の組織が整備されており、競技運営能力があること。
- （3）当該中央・県競技団体の開催意欲とともに、市町村の開催希望があること。

3 会場地市町村の選定

会場地は、「第77回国民体育大会会場地市町村選定基本方針」に基づき、次の事項について総合的に検討し、選定する。

- （1）正式競技・特別競技を開催しない市町村を優先とし、市町村と競技団体の意向が合致すること。
- （2）実施する公開競技の普及・振興が図られる市町村であること。
- （3）実施する公開競技の開催に必要な競技施設を有する市町村であること。

4 実施方法及び実施期間

- （1）実施方法及びその他の必要な事項は別に定める。
- （2）実施期間は平成34年4月1日から閉会までの期間とする。ただし、総合開会式・閉会式当日は除くものとする。
- （3）実施期間は、4日間を上限とする。

5 業務分担及び経費負担

- （1）競技会の準備及び開催運営に係る業務（関連業務全般含む）は、当該中央競技団体が主導で行うものとし、その経費については、当該中央競技団体の負担とする。
- （2）参加料、参加者旅費、当該競技会参加に関する経費については、原則として競技会参加者の自己負担とする。